

# 山梨県公報

第千二百四十四号

平成十三年

十一月十九日

月 曜 日

## 目次

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………	六一三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	六一三
落札者等の決定について……………	六一三
人事委員会……………	六一三
山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………	六一四

## 告示

**山梨県告示第四百九十八号**  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十三年十一月十九日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 道路の位置  
北巨摩郡双葉町龍地字北川六千二百二十二番十二、六千二百二十二番十四
  - 二 道路の幅員  
最大 四・七八メートル 最小 四・七六メートル
  - 三 道路の延長  
四十一・七〇メートル

### 山梨県告示第四百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて

縦覧に供する。

平成十三年十一月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
北巨摩郡双葉町龍地字沖田千四百二十七番六
- 二 道路の幅員  
最大 四・一四メートル 最小 四・〇五メートル
- 三 道路の延長  
三十四・八七メートル

## 公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十三年十一月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
南都留郡忍野村忍草字梨ヶ原中道三三三三の三四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の十一 株式会社ハネダ化学 代表取締役 羽田容英

● 落札者等の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成十三年十一月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
  - 1 県立学校教育イントラネット用パソコン八百四十二台及び周辺機器一式
  - 2 県立学校教育イントラネット用TV会議装置四十五式、大画面プロジェクトションボード四十四台及び周辺機器一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 落札者を決定した日  
平成十三年十月三十日
- 四 落札者の氏名及び住所
  - 1 株式会社内田洋行 東京都中央区新川二丁目四番七号
  - 2 沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目七番一二号
- 五 落札金額
  - 1 一億五千二百四十五万円
  - 2 一億六千二百六十四万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十三年九月三日

### 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第二十九号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十三年十一月十九日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「寮母及び実習助手」を「実習助手及び寄宿舎指導員」に改める。

別表第一第二号の表一級の項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同表二級の項中「主任寮母」を「主任寄宿舎指導員」に改める。

別表第二第二号の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第三第二号の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

「(3) 寮母

別表第六中

を

「(3) 特

(4) 特殊教育に直接従事することを本務とする実習助手」  
特殊教育に直接従事することを本務とする実習助手」に改める。(4) 寄

宿舎指導員

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

**第二条** 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

**第三条** 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。